

大飯発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請(火災感知器増設)に係る確認事項

令和4年2月22日

実用炉審査部門 Aサブチーム

No.	対象資料	事実確認事項
1	資料-1 P. 15-19 資料-2 P. 230-237	火災の感知だけではなく、発生防止・消火・影響軽減も含めて、屋外の火災防護対象設備をどのように防護する方針なのか確認したい。 屋外の火災防護対象設備について、新基準の審査では、屋内の火災防護対策と同じように火災防護審査基準どおりの設計をすと説明していたのか、それとも異なる説明をしていたのか。また、今回の審査では、新基準の審査の説明から変更があるのか。
2	資料-2 P. 233	海水ポンプエリアについて、資料-2のP. 233の第3-7-2図によると、火災区画を海水ポンプ周辺のみ限定した火災区画の分割の仕方に変更しているように見える。今回火災区画の分割の仕方を変更したのか。変更した場合は、今回変更した火災区画(海水ポンプが設置されている火災区画だけでなく、ストレーナー等が設置されている火災区画も含む。)について、火災防護審査基準どおりに感知器を設置するのか、また、保安水準を適用するのかについて説明すること。また、保安水準を適用する場合は、どのような理屈で保安水準を満足できるのか説明すること。
3	資料-2 P. 230	「海水ポンプ間相互の火災による影響を限定するため、アナログ式でない防水型の炎感知器を保安水準①を確保できるよう消防法施行規則第23条第4項第7の五号ハに準じて設置する設計とする」の「海水ポンプ間相互の火災による影響を限定する」とは、火災防護審査基準2.2.1の火災の感知の目的とは異なるのではないのか。
4	資料-1 P. 8	放射線量が高い場所を含み、天井高さが20 m以上で、かつグレーチングを設置している場合の感知器の設計に関して、 ・P. 8で示している熱・煙感知器は、設置面に空気が溜まらなければ消防法の検定で確認している感知性能を発揮しないか。そもそも空気が溜まらなくても感知性能が発揮できる感知器があるのか、ないのか。 ・光ファイバーと空気吸引式の煙感知器について、使用できる天井高さを示すこと。
5	資料-1 P. 11	加圧器室の上部について、煙感知器を選定できないとしている。まず、加圧器室の上部の床面からの天井高さは20.05 mと認識しているが、同じ認識かどうか。その上で、20 mを0.05 m 超えるため、煙感知器は使えないと説明しようとしているのか。
6	資料-1 P. 3	審査会合コメントNo. 3について、「補足説明資料について、設計内容と整合するよう記載を適正化した。」とあるが、具体的に補足説明資料の何ページの記載を適正化したのか。
7	資料-2 P. 50	施工上の留意点A、B、Eについて、関西電力は、消防法施行規則第23条第4項どおりではないものの、原子炉施設の安全に支障がないことを確認したため、火災防護審査基準2.2.1(1)②に適合すると判断し、分類しているのか。